経済産業省

官 印 省 略 20190924電委第1号 令和元年11月6日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について(回答)

平成30年9月4日付け20180821資第4号、平成31年2月19日付け20190214資第9号、令和元年5月21日付け20190513資第1号、令和元年8月22日付け20190529資第79号及び令和元年9月24日付け20190902資第17号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について、その後送付された補正資料を加味し、審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者については、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。その後の一部改正を含みます。)第1(1)②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録 に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件によ り貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいた します。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(小売電気事業を営もうとする者)

- ・SORAシム株式会社
- ・株式会社アイキューブ・マーケティング
- ・デジタルグリッド株式会社
- ・ワタミエコパワー株式会社
- ・株式会社西九州させぼパワーズ

法人番号 7180001109221 法人番号 8030001030408 法人番号 4010001187063

法人番号 2010801023907 法人番号 6310001016248